

令和3年度事業計画

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

I 事業実施の基本方針

令和3年度は、第4期3年計画の3年目として、その基本方針である「被害者が、全国のどこにいても、いつでも（24時間365日）、求める支援が受けられ、被害者の声にこたえることのできる活動」という「目指す姿を実現するための条件整備の充実・強化」のため、引き続き、次の諸施策に取り組み、加盟団体及び関係機関・団体と連携し諸事業を推進する。

- (1) 支援活動の質の向上を図る。
- (2) 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る。
- (3) 組織体制の強化を図る。
- (4) 広報啓発活動の充実強化を図る。
- (5) 被害者緊急支援金の継続的な運営と充実。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、各事業の実施時期や実施方法など、行政等の指導を考慮しつつ柔軟に対応することとする。

II 事業の実施

1 協力及び共助に関する事業

(1) ネットワークと加盟団体の協力と連携強化

① 第5期5年計画の策定

第4期3年計画は本年度で終了するため、次期の中期計画を策定する。なお、従前の中期計画の期間は3年でしたが、本年度より始まる国の第4次犯罪被害者基本計画（5か年）に合わせ、ネットワークの次期計画も5か年として策定することとする。

② ブロック事務局体制の強化

全国を6ブロックに分け、会議、研修等、各ブロック内の事務の効率的運営と、各ブロックの事務局長会議により各ブロックにおける被害者支援活動の問題提起と課題解決を図る。

③ 全国事務局長等会議及び新任事務局長等研修

加盟団体の事務局長等による会議を開催し、組織改革の推進を図るとともに、新任事務局長等の研修を実施する。

(2)財政基盤確立のための諸活動

① 財政基盤構築プロジェクトの推進

預保納付金の大幅な減額に対し、財政基盤構築プロジェクト活動を推進し、預保納付金による助成金に代わる財源を確保すべく取組む。

② ネットワークと加盟団体の財政基盤構築を図る諸活動を実施し、企業、個人、団体、行政等に対する被害者支援のための協力を要請し、賛助会員の増加を図り、寄付型自動販売機の設置促進、ホンデリングの拡大等寄付金による支援の輪を拡大していく。

(3)被害者緊急支援金の支給事業

犯罪被害者等に対する緊急支援金の給付を着実に実行し、充実を図る。

(4)被害者等カウンセリング支援事業

被害者等のカウンセリング等心理療法について、他の機関から支援を受けられなかった場合に各支援センターを通してカウンセリング等の実施を精神科医師又は臨床心理士に依頼し、被害者等の負担軽減を図る。

(5)電話相談事業

犯罪被害者等電話サポートセンターを運営するとともに、電話相談員の体制整備や指導・育成に取組む。また、加盟団体との連携や関係強化を図り、被害者等にとって、より良い体制を構築する。

(6)被害者支援募金活動

犯罪被害者週間を中心とした募金活動を行い、被害者支援の輪を拡充していく。

(7)表彰

犯罪被害者支援活動に尽力した個人・団体を表彰し、全国犯罪被害者支援フォーラム2021において表彰状等を授与する。

(8)犯罪被害者団体との連携

① 犯罪被害者団体主催行事への協力

犯罪被害者団体主催の全国大会の後援及び支援を行い、協力する。

② 犯罪被害者団体との交流

犯罪被害者団体との交流を図り、犯罪被害者等の実態把握に努める。

(9)制度政策提言の活動

加盟団体の要望・意見を集約し、中央組織として全国の加盟団体を代表し、国等に対し被害者等の支援に関する制度政策提言の活動を行う。

2 情報の交換に関する事業

(1) ネットワークニュース発行

メールマガジン「ネットワークニュース」を毎月1回、加盟団体等に発信し、被害者支援を巡る動き、加盟団体や支援員の活動紹介、ネットワークのイベント・研修等の情報発信により、情報交換と情報共有に努めていく。

3 教育及び訓練に関する事業

(1) 令和3年度秋期全国研修会

ネットワークが主管・主催する全国的な研修会を開催し、犯罪被害者支援の全国統一的な質の向上を図るとともに、一部の分科会を一般公開し啓蒙を図る。

(2) 質の向上研修

犯罪被害者等の相談員・支援員を対象に、統一的プログラムによる研修を各プロックごとに実施し、加盟団体の相談員・支援員の質の向上と情報交換を図る。

(3) 課題研修

犯罪被害者支援の具体的な事例検討、相談経験交流を通じて、相談員・支援員の均等な質の向上を図ることを目的に、研修会を実施する。

(4) 広域・緊急支援チームの派遣

加盟団体からの支援要請により、広域的・緊急的事案への対応を図るチームを組織し、加盟団体へ派遣する。

複数のセンターが関わる事案について、共同支援に必要な条件整備や運営の推進を図る。

(5) NNVS認定コーディネーターの育成と認定

広域・緊急支援チームの中核となるNNVS認定コーディネーターの資格審査を実施し、認定した者に対して令和3年度秋期全国研修会において認定証を授与する。

(6) NNVS認定コーディネーターの派遣

NNVS認定コーディネーターを全国研修会、質の向上研修、各加盟団体の研修会等に講師等として派遣し、人材育成活動に関する助言・指導を行う。

(7) 春期全国研修会

春期全国研修会（コーディネーター）として、加盟団体の支援活動責任者等の育成とさらなる能力向上のための研修を行う。

春期全国研修会（NNVS認定コーディネーター養成）として、NNVS認定コーディネーターの養成のための研修を行う。

(8) 自助グループ支援の充実・強化

①ネットワークニュース、被害者支援ニュースを通じて啓発活動を実施する。

②自助グループの無いセンターの状況を調査し、運営に関する課題等を確認する。

各センターの実情に応じた立上げ促進に取組む。

③犯罪被害者等の回復のための自助グループを支援するファシリテーターの育成を目的とした研修を企画・運営する。

4 調査及び研究に関する事業

(1) 支援活動の実態調査

加盟団体の令和元年度の活動状況を把握するための実態調査を実施する。

支援センターにおける拠点充実への取組みを調査し、実態を把握し、支援施策を検討する。

(2) 組織体制・予算等の調査

各加盟団体の令和3年度の組織体制、予算、令和2年度の決算等を調査する。

(3) 国際化への取組

外国人に対する行政、団体等の窓口の調査を実施し、支援センターが直ぐに活用できるよう情報共有を図る。

5 広報及び啓発に関する事業

(1) 全国犯罪被害者支援フォーラム2021の開催

全国犯罪被害者支援フォーラム2021を開催し、広く犯罪被害者支援の重要性を啓発していく。

(2) 犯罪被害者支援30周年・犯罪被害給付制度及び救援基金40年記念誌

2021年は、民間による被害者支援が始まって30年であり、犯罪被害給付制度及び救援基創設から40年を迎える。加えて、第4次犯罪被害者等基本計画がスタートする年でもある。この犯罪被害者支援の大きな節目である2021年に開催する「全国犯罪被害者支フォーラム2021」に合わせて「犯罪被害者支援30周年・犯罪被害給付制度及び救援基金40年記念誌」を制作する。

(3) アニュアルレポート等の作成

①ネットワークの令和元年度の事業活動を紹介する冊子等を作成する。

②ホームページの制作（コンテンツの追加）

ホームページにて、罪種別に被害後の被害者等が辿ることとなる過程や、その中で、どのような支援を受けられるかが分かるページを追加する。

(4) 被害者支援ニュースの発行

犯罪被害者支援に関する最新情報等を特集として取り上げ、年3回全国的に配付することによって情報提供と被害者支援の啓発を図る。

(5) 「犯罪被害者の声」作成

犯罪被害者や遺族・家族が、自身の被害体験について、加盟団体から受けた支援を中心に綴った手記集を作成する。

(6) 犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座

法曹界等を目指す大学生・大学院生を対象に、犯罪被害者等の実情及び犯罪被害者支援と法の関係の講義を実施する。

(7) Webを活用した全国規模の広報活動

若い年代に対し犯罪被害者支援活動や支援センターの認知度向上を促進する。

各支援センターの広報活動との連動を図り相乗効果を高める取組とする。

本年度は、児童・生徒が「読んでみよう」と思うマンガと言う形で、犯罪被害者支援の印刷物やWebマンガ等の広報啓発ツールを制作し、支援の網から漏れてしまっている潜在的被害者に少しでも犯罪被害者支援活動に関する情報が届くように取り組む。また、被害者支援センターと協働して、教育機関とかかわる機会で配付するなど、犯罪被害者支援の窓口等への情報提供に努める。

(8) 条例制定・充実化への働きかけ

全国の条例制定の実態を調査・把握し、条例制定に向けて全国の支援センターと連携した取組を実施する。

(9) メディア・マスコミ対応

被害者支援の認知度を高め、社会全体に対する被害者支援活動の広報を推進し、メディア・マスコミとの連携を促進する。

III 各種会議体

各種会議体の開催方法については、新型コロナウイルス感染症への対策や遠隔地より参加する方々の利便性や経費節約等を考慮して、Web会議システム（オンライン会議）等の活用を図る。

(1) 総会

会員である加盟団体で構成し、ネットワークの最高意思決定を行う。

(2) 三役会議

事業進捗、理事会上程事項を決定する。

(3) 理事会

事業等の意思決定をする。

(4) 広報組織部会

広報啓発媒体の作成、全国フォーラムの実施、組織強化・事業運営の課題解決等にあたる。加えて、財政基盤の確立や条例整備に向けた施策推進を図る。

広報組織活動の執行組織として、第4期3年計画を振り返り、次期の計画策定に向けた要望・意見を第5期5年計画策定プロジェクトに対し具申する。

(5) 研修・支援活動部会

各種研修と支援活動の企画立案、広域・緊急支援チームの事業推進、NNVS認定コーディネーターの認定等にあたる。

研修・支援活動の執行組織として、第4期3年計画を振り返り、次期の計画策定に向けた要望・意見を第5期5年計画策定プロジェクトに対し具申する。

(6) 企画部会

全国犯罪被害者支援フォーラム等の企画立案を実施する。

企画部会を核とした「第5期5年計画策定プロジェクト」を中心に、ネットワークの次期の中期計画を策定する。

以上